

社援発 1029 第 2 号
障発 1029 第 3 号
老発 1029 第 1 号
こ成環第 696 号
こ支虐第 429 号
令和 7 年 10 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
(公印省略)

「重層的支援体制整備事業の実施について」の一部改正について

標記については、令和 5 年 8 月 8 日付け社援発 0808 第 48 号、障発 0808 第 5 号、老発 0808 第 3 号、こ成環第 113 号本職通知の別紙「重層的支援体制整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。